

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの現状

1. 職業訓練の意義・必要性	… 1
2. 職業訓練の現状	… 2
3. ポリテクセンター	… 5
4. ポリテクカレッジ	… 9
参考	… 13



平成25年3月

厚生労働省職業能力開発局

1. 職業訓練の意義・必要性

I 職業能力開発について

労働者が職業に必要な能力を身につけることができるよう、国は、職業能力開発促進法に基づき、**職業訓練**及び職業能力検定を実施。

II 職業訓練について

労働者や求職者に対し、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることによって、労働者としての能力を開発し、向上させるために行う訓練。対象は①在職者、②離職者、③学卒者。

III 職業訓練に期待される政策効果

【①在職者】

自らの能力をさらに高めたり、社会情勢の変化等に伴い新たに必要となる技能や知識を習得。

【②離職者】

雇用機会の多い産業への再就職を容易にさせることにより、能力のミスマッチを改善。

【③学卒者】

中卒者や高卒者を対象に高度な技能労働者の養成確保を行うことで、中小企業等の人材確保を支援。

これらにより、**職業の安定及び労働者の地位の向上**に寄与するとともに、成長分野等の技能労働者の不足する分野へ人材供給を行うことで、**日本経済の発展に寄与**。

2. 職業訓練の現状

(1) 教育訓練実施機関の現状

学 卒 者

在 職 者

離 職 者

主にものづく
り分野

有効求人数
約28万人
(23年度月平均)

高齢・障害・求職者雇用支援機構

ものづくり分野を中心に高度な職業訓練や雇用のセーフティネットとしての職業訓練を実施
(例: 金属加工科、機械加工技術科、スマート電力監視システム設計製作科 等)

都道府県

地域人材ニーズに対応した訓練を実施
(例: 自動車整備科、ビル管理科、木工科、介護サービス科、情報サービス科等)

民間教育訓練機関

公益法人、教育訓練企業、専修学校等が幅広い教育訓練機会を提供。
(例: 専門別研修、資格取得研修、OA・コンピュータ研修 等)

※ 専修学校等、一部の民間教育訓練機関では学卒者を対象とした教育訓練を実施。

委託

※委託訓練

都道府県から民間事業者に委託（国が費用を負担）。
(例: OA事務、経理事務、介護サービス等)

※求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関の創意工夫を尊重した、職業訓練を実施(国が訓練機関に対し助成)。
(例: 介護福祉サービス科、医療事務科、WEBクリエイター科 等)

主に非ものづくり分野

有効求人数
約129万人
(23年度月平均)

・・・着色部分は公共職業訓練
(雇用保険受給者が主な対象)

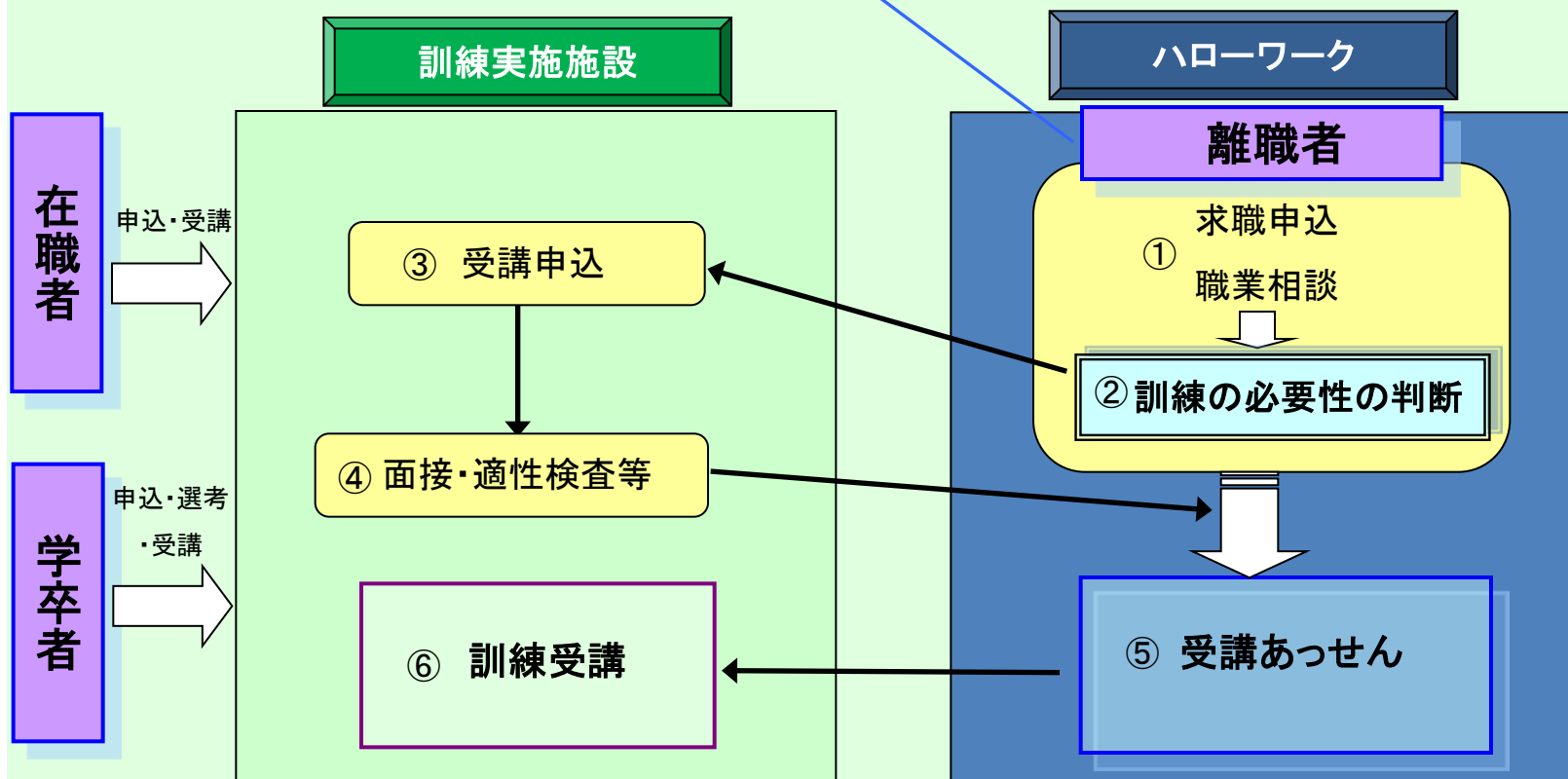
認定

(2). 公共職業訓練受講の流れ

離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施。

(※在職者訓練と学卒者訓練は、訓練を実施する施設で直接、受講申込みを受け付け。)

離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせん。



(3). 職業訓練の実施状況(平成23年度)

1. 離職者訓練の実施状況

平成23年度は**414,262人**に訓練を実施。
約9割は民間教育訓練機関により実施。

高齢・障害・求職者雇用支援機構
(施設内) 30,727人
(製造系75.4%, 建設系15.0%,
その他9.6%)

都道府県(施設内)
11,912人
(サービス系27.3%, 製造系
22.1%, 建設系11.7%, その他
38.9%)

求職者支援訓練
(平成23年度上半
期は基金訓練)
265,150人
(介護系12.9%,
情報系11.8%,
医療事務系6.0%,
その他69.3%)

民間委託訓練
(都道府県等から委託)106,473人
(事務系25.4%, 介護系25.7%,
情報系30.5%, 医療事務系8.3%
その他10.1%)

民間教育訓練機関(太枠)
371,623人

2. 在職者訓練の実施状況

平成23年度は**89,921人**に訓練を実施。
国(機構)と都道府県はものづくり訓練中心に実施。

高齢・障害・求職者
雇用支援機構
39,332人

都道府県
50,589人

3. 学卒者訓練の実施状況

平成23年度は**20,012人**に訓練を実施。

高齢・障害・
求職者
雇用支援機構
6,353人

都道府県
13,659人

3. ポリテクセンター

(1). ポリテクセンター

ものづくり分野を中心に、

- ①失業者の早期再就職を図るための雇用のセーフティネットとしての離職者訓練
- ②中小企業の労働者等に高度な技能と知識を習得させるための在職者訓練

を実施する施設で、事業主のみが負担している雇用保険二事業により運営。

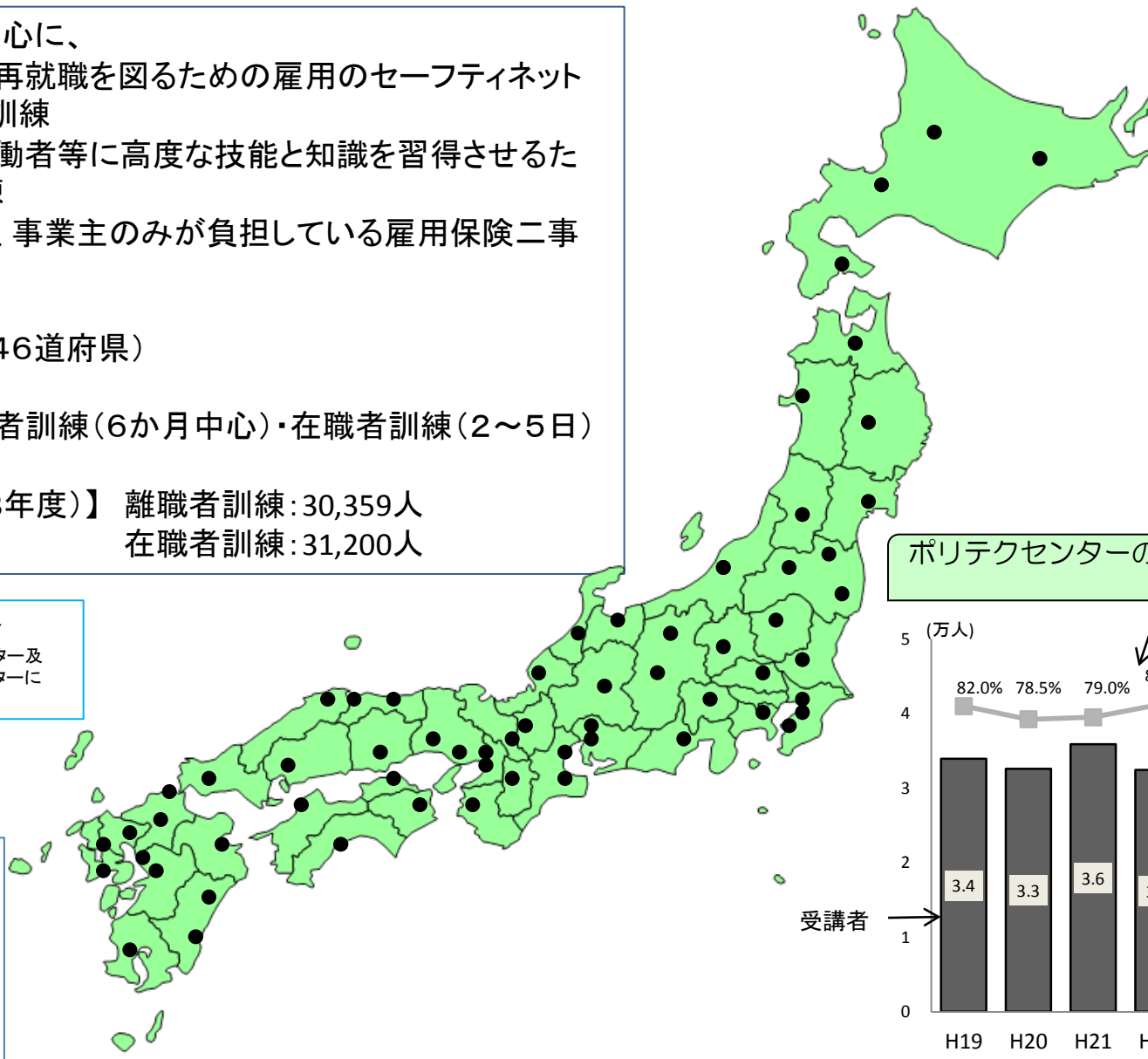
【施設数】 61所(46道府県)

【訓練内容】 離職者訓練(6か月中心)・在職者訓練(2～5日)

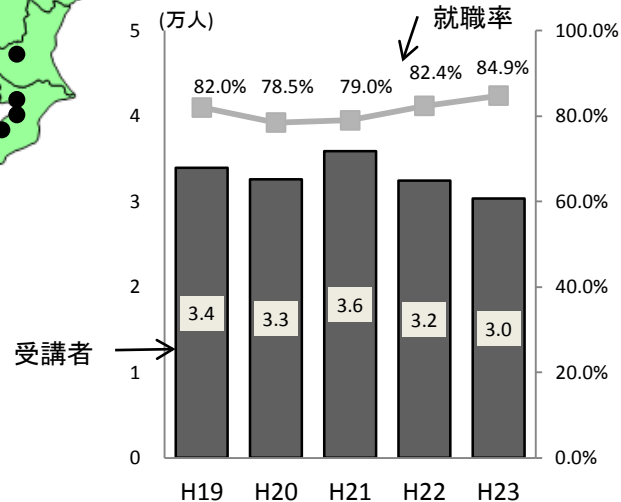
【訓練規模(平成23年度)】 離職者訓練:30,359人
在職者訓練:31,200人

● 職業能力開発促進センター

※中部職業能力開発促進センター及び関西職業能力開発促進センターには分所を設置



ポリテクセンターの業務実施状況
(離職者訓練)



(2). ポリテクセンター及びその他機関の地域での役割

ポリテクセンター

ものづくり分野を中心に、雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、高度な在職者訓練を実施。

○全国ネットワークによるスケールメリットを活かして訓練の三要素(職業訓練指導員、カリキュラム、施設・設備)の「職業訓練指導員」「カリキュラム」のレベルアップに不断に取り組む。

①「職業訓練指導員」:全国規模での異動が可能(指導員の約8割が都道府県を越えた異動を経験)

(i)環境・立場の変化等が刺激となり、指導員としてのスキルを向上。

(ii)訓練ニーズに応じ、指導員を適材適所に機動的に配置。(研修機会の確保も容易)

②「カリキュラム」:機構に蓄積されるノウハウを活用した、カリキュラムの見直し等による、全国規模での訓練水準の維持・向上

・総合大が技術の進歩や産業構造の変革に伴う求人ニーズに合わせて実学融合の訓練カリキュラムを開発・改廃

・全国の各施設からの改善提案のうち、効果が見込まれるものをカリキュラムに反映させて全国的に活用。

・地域の産業構造を反映した訓練カリキュラムを柔軟に設定。

③雇用情勢の急激な悪化等の緊急時に迅速に対応可能(状況に応じた指導員や訓練資源の柔軟な投入等)

・東日本大震災後、全国のポリテクセンターから指導員49名を被災5県のポリテクセンター等に派遣するなどにより、住宅建築施工科等の訓練を実施(追加で21コース、323名分の訓練コースを設定)。

○都道府県間の財政力格差がある中で、機構が実質的に離職者訓練を質量補完。

・4県では、離職者訓練の実績はゼロ(当該4県の機構の訓練受講者:3,125人)。

・都道府県実施の離職者訓練のうち、約1/3(12,000人のうち4,000人)は東京都。

○民間で実施していない、主にもものづくり分野の訓練コースに特化

・専修学校では、機械や電気・電子分野の学科はわずか(全体学科数の約0.9%)。

○地域の中小企業の人材育成をサポート

・中小企業の労働者等を対象とした在職者訓練に加え、指導員派遣、施設の貸与等を行うことにより、中小企業事業主の人材育成を総合的に支援。

○日本の輸出の96%を占め、約1,000万人の雇用の受け皿である製造業は、今後も、日本経済をけん引する重要な産業。

※ 製造業に関するデータ

●GDPに占める割合:20.8%(平成22年)

●輸出額に占める割合:96.2%(平成23年度)

●雇用者数:980万人(24年)

(17.8% 全体:5,504万人)

○直ちに現場の「戦力」となり得る技術・知識の基礎を有する人材を育成することが必要。

○引き続き、国が人材確保を支援することが必要。

都道府県職業能力開発校

○学卒者訓練を中心に、地域の実情に応じ、地域産業に密着した職業訓練を実施。(159カ所、11,912人)

民間教育訓練機関

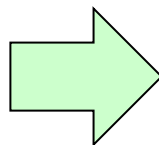
○専修学校等が、文化・教養・服飾関係、医療・衛生関係等、幅広い分野で職業訓練を実施。

(3). ポリテクセンター利用の成果①

【訓練の特徴】

- ①理論と実技が一体となった訓練
- ②できるまで何度でも繰り返す指導
- ③生産現場の実態に即した実習
- ④丁寧な就職支援（※）

（※）ジョブ・カードを活用した個別面談を実施し、職歴、希望職種等を確認。仕事の理解を深め、希望職種で求められるものと現在の自身のスキルとの乖離を把握し、目標を明確にして訓練を受講。



【成果】

離職者訓練（就職率）
ポリテクセンター：84.8%

都道府県訓練校：71.6%

民間教育訓練機関への委託訓練：66.8%

※参考・・・求職者支援訓練（就職率）：73.0%（実践コース）

男性 26歳 前職：派遣社員（非正規労働者）	
受講動機	派遣社員として、不安定で単純なソフトウェアの不良品検査業務等の仕事に従事。安定した仕事に就きたいとの考えから、ハローワークで相談する中で、専門知識の習得の必要性を感じる。
受講した訓練	ポリテクセンター関東 監視制御システム設計製作科 （9か月訓練）
結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練修了2か月後、A社の「システムエンジニア」として正社員採用（月収22.8万円）。 ○ 現在、システム開発部門において工場内ネットワーク等のシステム開発の業務に従事。



<搬送制御装置の開発指導>

女性 28歳 前職：アルバイト（非正規労働者）	
受講動機	これまで、アルバイトとして販売の仕事に従事。以前から、住宅やインテリアといった建築関連の仕事に興味があり、ハローワークで職業相談をしたところ、住宅リフォーム技術科を紹介された。
受講した訓練	○ ポリテクセンター加古川 住宅リフォーム技術科 （6か月訓練）
結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練修了後、T社の「住宅プランナー」として正社員採用（月収約21万円）。 ○ 現在、訓練で習得した知識を活かして、お客様への計画の提案や見積りの作成などの業務に従事。



<天井リフォーム作業>

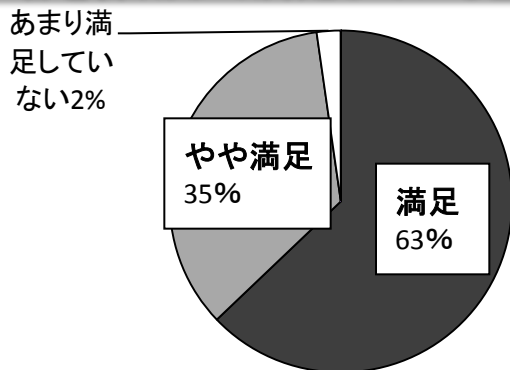
男性 40歳 前職：自動車製造ライン・組立工
現在、勤続8年目。特許を取得する独自で高度な技術を用いて、住宅設備機器を製作。

（訓練内容）テクニカルメタルワーク科（6か月訓練）
 ポリテクセンター兵庫にて、被覆アーク溶接等の各種溶接法について実学一体で技術を習得する訓練を受講。

女性 47歳 前職：食品製造・営業
現在、勤続9年目。住宅の新築やリフォーム・リノベーション等の企画・提案等を行う事業部に統括マネージャーとして勤務。
（訓練内容）住宅リフォーム技術科（6か月訓練）
 ポリテクセンター北海道にて、施工計画からCADによる図面作成、プレゼンテーション、内装・外装のリフォーム施工等幅広く技術を習得する訓練を受講。

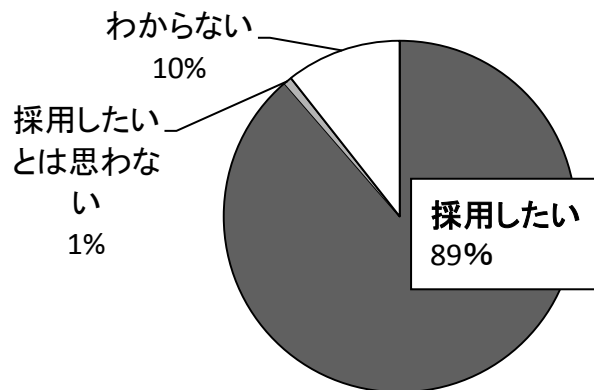
(3). ポリテクセンター利用の成果②

修了者を採用して満足している企業の割合



ポリテクセンター修了者を採用した企業の**98%**が採用した修了生を高く評価。

今後も修了生を採用したい企業の割合



89%の企業が、今後、機会があれば、ポリテクセンター修了者を採用することを希望。

(資料出所) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構による調査 平成24年10月

事業主からの声

新しく採用した方の多くには、一から仕事を教える必要があるが、ポリテクセンターの修了生だと基本的な部分は訓練で教わっているので採用後に一から教えなくてよいというのは非常にありがたい。

(新潟県、電気機械器具製造業、従業員40名)

予想以上に基礎知識と技術が身につけており、採用後に社内で行う研修が短時間で済み、助かった。ポリテクセンターでの訓練中に取得した各種免許・資格は、本人にとってはもちろんのこと、会社にとっても貴重な財産となっている。

(三重県、生産用機械器具製造業、従業員12名)

即戦力になる。6か月の訓練で、ものづくり分野の基礎技術からしっかり学んでおり、入社後に会社にとって必要な技能を教えて応用力を身につけさせるだけで戦力になる。また、定着率もいい。

(山梨県、生産用機械器具製造業、従業員104名)

当社ではポリテクセンターの修了生が社員の大半を占めている。

自らも修了生だったので、採用に当たって技術ベースが分かる。

(大阪府、電子部品製造業、従業員28名)

4. ポリテクカレッジ

(1). ポリテクカレッジ

高度なものづくり分野において、

- ①高校卒業者を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダー（職長、工場長等）となり得る中核的な人材を育成する学卒者訓練
- ②中小企業の労働者等に高度な技能と知識を習得させるための在職者訓練

を実施する施設で、事業主のみが負担している雇用保険二事業により運営。

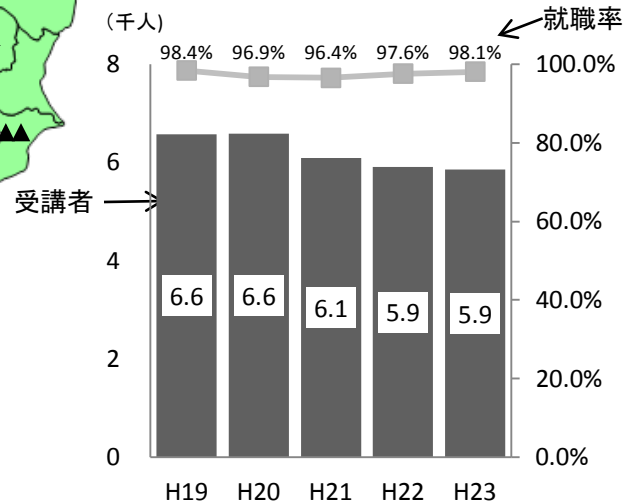
【施設数】 11校(大学校10校、短大1校)
(大学附属短大12校)

【訓練内容】 学卒者訓練(2年又は4年間)・在職者訓練(2～5日)

【訓練規模(平成23年度)】 学卒者訓練:5,853人
在職者訓練:7,456人

- ★ 職業能力開発大学校
- 職業能力開発短期大学校(港湾関係)
※横浜校・神戸校
- ▲ 大学附属短大
※関東能開大附属千葉短大は
本校・成田校の2校

ポリテクカレッジの業務実施状況
(学卒者訓練)



(2). ポリテクカレッジ及びその他機関の地域での役割

ポリテクカレッジ

ものづくり分野を中心に、高卒者や在職者を対象とした高度な訓練を実施

○全国ネットワークによるスケールメリットを活かして訓練の三要素(職業訓練指導員、カリキュラム、施設・設備)の「職業訓練指導員」「カリキュラム」のレベルアップに不断に取り組む。

- ①「職業訓練指導員」: 全国規模での異動が可能(指導員の約8割が都道府県を越えた異動を経験)
 - (i) 環境・立場の変化等が刺激となり、指導員としてのスキルを向上。
 - (ii) 訓練ニーズに応じ、指導員を適材適所に機動的に配置。(研修機会の確保も容易)
- ②「カリキュラム」: 機構に蓄積されるノウハウを活用した、カリキュラムの見直し等による、全国規模での訓練水準の維持・向上
 - ・総合大が技術の進歩や産業構造の変革に伴う求人ニーズに合わせて実学融合の訓練カリキュラムを開発・改廃
 - ・全国の各施設からの改善提案のうち、効果が見込まれるものをカリキュラムに反映させて全国的に活用。
 - ・地域の産業構造を反映した訓練カリキュラムを柔軟に設定。

○他機関にないものづくり人材の育成機関(高度なものづくり分野の訓練を実施)

①工科系大学との関係

- ※工科系大学と異なり、ポリテクカレッジでは、実技・実習の積み重ね(授業時間の5割以上)により製造部門等の高度な技能者を育成(生産技術・生産管理部門のリーダーとなり得る現場の中核人材を育成)
 - 国立大学工学部と比較し、4年間で2.4倍の実技・実習時間を確保(機構3,636時間、国立大学:1,530時間)

②専修学校との関係

- ※ものづくりの基盤である機械や電気・電子分野の学科は少ない(全体の学科数の約0.9%)。

○ものづくり中小企業の現場が抱える課題の解決を支援

事業主との共同研究により課題解決を支援

例) 多様な加工が可能な工作機械の開発による工作機械を複数設置する余裕のない事業主への支援(九州職業能力開発大学校)

○日本の輸出の96%を占め、約1,000万人の雇用の受け皿である製造業は、今後も、日本経済をけん引する重要な産業。

※ 製造業に関するデータ

- GDPに占める割合: 20.8% (平成22年)
- 輸出額に占める割合: 96% (平成23年度)
- 雇用者数: 948万人 (23年) (18% 全体: 5,244万人)

○ 直ちに現場の「戦力」となり得る技術・知識の基礎を有する人材を育成することが必要。

○ 引き続き、国が人材確保を支援することが必要。

都道府県職業能力開発校

- 職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期過程の訓練(高卒者1年間、中卒者2年間)。
 - 地域の実情に応じ、様々な内容の職業訓練を実施
 - ※ 木造建築科、自動車整備科のほか、地域の実情に応じ、ホテル・旅館・レストラン科、陶磁器製造科等を実施。
- (159カ所、 13,659人)

民間教育訓練機関(大学等)

【大学】

- 知識・理論の修得を目的とした教育を実施。
- 工学系大学では講義と実験により設計部門、研究部門等で活躍する技術者を養成

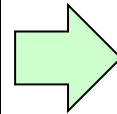
【専修学校】

- 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上のための実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育訓練機関(和洋裁、情報処理、看護、デザイン等実施)

(3). ポリテクカレッジ利用の成果①

【訓練の特徴】

- ①徹底した**少人数教育（20人程度）**
- ②頭で理解し実習に生かす**実学融合のカリキュラム**
- ③一連の「ものづくりプロセス」（企画開発から製作まで）を**現場さながらに体験できる実習**により生産現場に必要な基礎力、応用力、創造的能力、問題解決能力等を習得。



【成果】

学卒者訓練（就職率）
ポリテクカレッジ：98.1%
（うち常用雇用率98.3%）

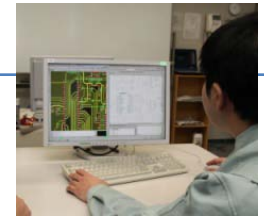
※都道府県訓練校：91.5%

男性

受講した訓練 東北ポリテクカレッジ **生産電子システム技術科**（応用課程）

結果

- 訓練修了後、技術課所属としてA社（電気機械器具製造業、従業員120名）に**正社員として**採用。
- 現在、製品の生産設備を安定して稼働するための予防・予知保全（電子計測技術を活用）や生産設備の改善などの業務に従事。



<電子回路CAD実習>

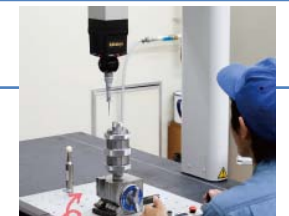
（訓練内容） ○ スマートフォンやパソコン等に使用される電子装置の企画・設計・製作・評価を通して「**動くしくみ**」（**生産技術**）と「**製品を作り出す流れ**」（**生産工程**）を習得。

男性

受講した訓練 ポリテクカレッジ川内（九州ポリテクカレッジ附属） **生産技術科**（専門課程）

結果

- 訓練修了後、金型部所属としてB社（生産用機械器具製造業、従業員33名）に**正社員として**採用。
- 現在、フライス加工による高精度な金型の製作業務等に従事。

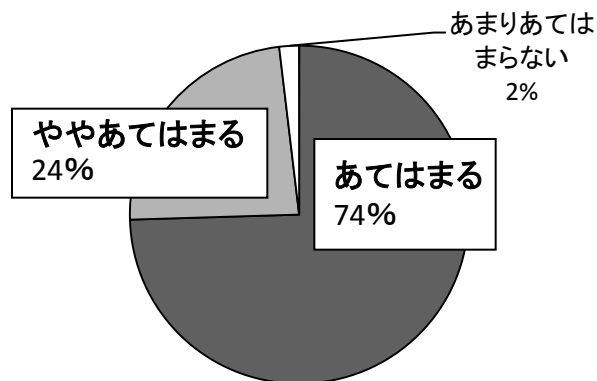


<三次元測定器による測定>

（訓練内容） ○ ものづくりの**基本「旋盤やフライス盤」から、先端技術「3次元CAD/CAM」**までの習得を通じ、ものづくりについての**総合的な技能・技術を習得**

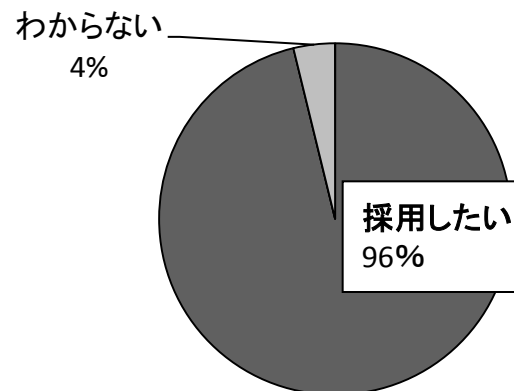
(3). ポリテクカレッジ利用の成果②

修了者を採用して満足している企業の割合



ポリテクカレッジ修了者を採用した企業の**98%**が採用した修了生を高く評価。

今後も修了生を採用したい企業の割合



96%の企業が、今後、機会があれば、ポリテクカレッジ修了者を採用することを希望。

(資料出所) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構による調査 平成24年10月

事業主からの声

ポリテクカレッジの卒業生は実習に重点を置いたカリキュラムによって、現場に即した技術や知識を習得していますので、4年制大学の卒業生よりも即戦力として現場ではモノになります。

(新潟県、総合工事業、従業員96名)

ポリテクカレッジの修了生を20年以上にわたり採用している。修了生のなかには工場管理者になっている者もあり、生産現場のリーダーとして活躍してくれている。

(東京都、その他の製造業、従業員3,276名)

入社時から既に高い専門知識と技能を身につけており、まさに戦力として大活躍してくれています。

(東京都、金属製品製造業、従業員125名)

大卒や高卒に比べ、ポリテクカレッジの修了生は実習を積んで、基礎的なことがわかっているので、適応が早かった。戦力の1人になっています。

(高知県、はん用機械器具製造業、従業員71名)

5. ポリテクセンター・ポリテクカレッジの都道府県への譲渡について

1. 移管のスキーム

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

都道府県が移管を希望し、その機能を維持できると厚生労働大臣が認めれば、移管することができる。
(平成25年度末まで)

(2) 移管条件

- ① 都道府県が譲渡を受けたポリテクセンター・ポリテクカレッジにおいて譲渡前に行われていた職業訓練の定員、科目等を維持する場合に、職員引受割合に応じて譲渡額を減額。
(国立病院の譲渡に前例あり)
- ② ①の場合に譲渡を受けた年度を含む2年度間、職員引受割合に応じた高率補助を実施。(前例なし)

職員引受割合	①施設の譲渡額の時価からの減額割合	②運営費の補助 (譲渡を受けた年度を含む2年度間)
2分の1以上	10割(無償)	10割
3分の1以上～2分の1未満	8割	8割
3分の1未満	5割	5割

参考1. 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の概要

I 目的

独立行政法人に係る改革を推進するため、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の改正を行う。

II 法律の内容

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正
 - ① 法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する。
 - ③ 新たな組織においては、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会や地域における協議会の設置等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとする。
- (3) 勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正
独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備
 - ① 職業能力開発促進センター等の都道府県への移管については、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた移管条件（減額譲渡、2年度間の運営経費の高率補助等）を設定する。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用する。

III 施行期日

平成23年10月1日（準備行為等は公布日施行）

参考2. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

雇用・能力開発機構	事務及び事業の見直し
	【職業能力開発業務(職業訓練業務)及び関連業務】 ○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。 【雇用開発業務(助成金支給業務)】(略) 【勤労者財産形成業務】(略)
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。 【組織体制の抜本の見直し】 ○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。 ○生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)については、廃止する。 ○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。 ○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。
	運営の効率化及び自律化
【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】(略) 【保有資産の見直し】(略) 【職業能力開発業務における自己収入の増大】 ○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。	

参考3. 雇用・能力開発機構の廃止について(平成20年12月24日閣議決定)(抄)

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、独立行政法人雇用・能力開発機構は「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と、同機構が運営する私のしごと館は「1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う」と明記されたことを踏まえ、今般、必要な見直しを行い、以下の措置を講ずることとした。

I 全般的事項

独立行政法人雇用・能力開発機構に係るこれまでの種々の問題の指摘等を勘案し、抜本的な改革を行う。

- ① 国の産業政策・中小企業政策等との連携を強化し、雇用対策や、国際競争力強化に資するものづくり支援の一環として、国の責任において職業訓練を行う組織とする。
- ② ユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表による組織運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入する。
- ③ 施設・設備の無駄の排除等のため、外部専門家から成る第三者委員会を設けるなど、資産の効率的活用を徹底する。
- ④ 各施設ごとに、地域の中小企業団体、各種教育訓練機関、地方公共団体、ハローワーク等の声を反映できる協議会を設けるなど、地域との連携を強化する。

その際、以下の観点から取組を進める。

- ⑤ 職業能力開発業務と職業能力開発以外の業務を切り離す。
- ⑥ 可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る。その際、必要に応じ、地域の中小企業事業主等の意見を踏まえる。
- ⑦ 業務及び施設について、真に必要なかどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなど、スリム化を図る。
- ⑧ 職業紹介業務を担うハローワークとの連携の強化に努める。
- ⑨ 業務移管による十分な統合効果の発揮に努める。

II 法人の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止する。

- ① 職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する。
- ② その他の業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共済機構等へ移管する。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する業務については、同機構の既存業務とは区分経理し、厚生労働省が、産業政策及び中小企業の競争力強化に係る政策を所管する経済産業省に協議した上で、中期目標の策定、変更等を行う。

III 業務・組織の見直し

1. 職業能力開発業務

(1) 職業能力開発総合大学校

職業訓練指導員養成の在り方、コストパフォーマンスを抜本的に見直した上で、ものづくりに関するセンターオブエクセレンスとして、企業の競争力の強化に資する取組を行う。

(2) 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

財源(雇用保険料)及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。

都道府県等が移管を希望するものについては、可能な限り移管する。

(3) 職業能力開発大学校・短期大学校(ポリテクカレッジ)

財源(雇用保険料)及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。都道府県等の移管希望を具体的に把握する。

希望する都道府県等への移管に当たっては、ブロックごとに水準を維持して運営・実施できることを前提とする。

(4) 民間等への委託訓練

民間等への委託訓練の拡大を図る。委託訓練の内容が定型化しているものやモデルカリキュラム等に従えば実施できるものについては、都道府県に移管する。

参考4. 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(抄)

厚生労働省 | 雇用・能力開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	職業能力開発業務 (職業訓練業務)	高齢・障害・求職者雇用支援機構への 職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
		ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
		地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
		地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02 ～04 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 ～09 (略)	(略)	(略)	(略)
10	不要資産の国庫返納	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施 職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。
11、12 (略)	保有資産の見直し	(略)	(略)
13		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施 職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。
14 (略)	(略)	(略)	(略)

参考5. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務事業の改廃に関する 勧告の方向性(平成25年1月21日 政策評価・独立行政法人評価委員会)

第1 業務実施体制の見直し

2 地方施設の整理、統合

(略) 厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。

③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。